



# 消費生活相談

## コロナ禍に便乗した悪質商法 ～強引に魚介類を販売～

相談は  
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

5～6年前に魚介類を購入したことがある他県の業者から、1週間前に電話があり、「感染症の流行で経営が苦しいので、商品を買って助けて欲しい」と頼まれた。人助けになるならと思い、約2万円の品物を注文した。

しかし、代金引き換えで届いた商品は、貧弱なカニの足2本、粕漬のサンマ3切れと塩辛が入っていて、値段に見合っていなかった。クーリング・オフしたいと思って、業者に電話を掛けるが繋がらない。

### 【ひとことアドバイス】

- ◆業者は「新型コロナウイルスの影響で経営が苦しい」「助けて欲しい」などと消費者の関心を引き、魚介類の購入を勧めます。しかし「連絡先を告げない」「価格に見合った内容ではない」「話の内容に嘘がある」などの相談が増えています。
- ◆業者が掛けてきた電話で商品を注文した場合、クーリング・オフ（無条件解除）をするには、注文内容などが書かれた法定書面を受け取った日を含めて、8日間のうちにハガキで通知する必要があります。書き方がわからないときは、当センターまでお問い合わせください。
- ◆一方的に商品が送られてきた場合は受け取りを拒否して、送り主の名称や所在地、連絡先をメモしましょう。受け取ってしまった場合も代金を支払う必要はありません。
- ◆特定商取引法では、①商品を受け取った日から14日間、②消費者が、商品の引き取りを業者に請求した場合は、請求の日から7日間は商品を保管する必要があります。①②の期間内に、業者が商品を引き取らなければ、消費者は処分できます。